



男女共同参画 vol.30 ～自分らしく、生き生きと～

令和4年4月1日から、「民法の一部を改正する法律」が施行され、成年年齢が20歳から、18歳に引下げとなりました。**18歳で成人になる**ということが、18歳、19歳の人たちの生活にどういった影響があるのでしょうか？

1.成年年齢の引下げ

18歳、19歳の方は、親や監護者の同意を得なくても、自分の意思で、様々な契約ができるようになります。例えば、携帯電話の購入、クレジットカードの作成、自動車の購入など、親の同意は必要なくなります。

2.未成年者取消しができなくなります！

なにかを契約する時に、社会経験の少ない未成年者が親の同意を得ずに契約した場合は、その契約を取消すことができました（未成年者取消権）が、これからはその対象も18歳未満となり、18歳、19歳の方は成人者として、自らの責任で契約することが求められます。

3.アダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題との関係

若年層が、アダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」と呼ばれる営業により、性的被害に遭うといった問題が起きています。こうした問題は、被害者の心身に深い傷を残しかねない重大な人権侵害であり、女性活躍の前提となる安全で安心な暮らしを揺るがす大きな問題です。



成年年齢の引下げにより、18歳、19歳の方がお金に困っているなどの理由から、アダルトビデオの出演契約を締結してしまったり、「JKビジネス」で就労を決めてしまうと、もう未成年者取消権は使えないので、契約を解除することは難しくなると言えます。

18歳になったら、自らの行動がどういった結果につながるのか、より慎重に考える必要があります。

参考：内閣府男女共同参画局「共同参画」

☆鹿児島県の取組み☆ **かごしまジェンダー平等推進宣言**

鹿児島県では、ジェンダー平等の推進および男女共同参画の実現を目指し、令和3年度から「かごしまジェンダー平等推進プロジェクト」に取り組んでいます。男女共同参画・ジェンダー平等の推進には、一人ひとりが身の回りにあるジェンダーギャップに気づき、その解消に向けて取り組むことが大切です。

私たちは、性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され個性と能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、家庭、学校、職場、地域等あらゆる分野における男女共同参画・ジェンダー平等が推進されるよう、私たち一人ひとりが、性別による固定的な役割分担や偏見、差別等ジェンダーにより生じているジェンダーギャップの解消に向けて行動することを宣言します。



かごしまジェンダー平等推進
ポータルサイト



ホームページもぜひご覧ください。